

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年2月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

下水道河川部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年1月31日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 下水道河川総務課

〈下水道だより広告掲載料〉

下水道だより広告掲載取扱要綱第10条では「広告の掲載を受ける者は、茅ヶ崎市長を受注者とし、広告主を発注者とする双務契約を締結するものとする」と規定していますが、下水道だより広告掲載料は契約を締結していませんでした。

(2) 下水道河川建設課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 下水道河川管理課

〈市内排水路除草作業委託 外 2 件〉

- 1 市内排水路除草作業委託
- 2 駒寄川美化活動業務委託
- 3 柳島ポンプ場除草作業委託

以上 3 件について、1 者による随意契約ですが、随意契約理由書の決裁日以前に見積依頼の文書を発送していました。